

戸籍の届出方法Q & A

〈転籍編〉



本籍のある前橋市から郵送で取り寄せるのにどうしても日数がかかるため、都留市に本籍を移したいと思いますが、どのような手続きが必要でしょうか。

Q 私の家族は、都留市に住んで十五年近く経ちます。この都留市に愛着を感じると共に、パスポート申請など何かにつけて戸籍謄本（抄）本を必要とする場合、

A 本籍を移す届け出を転籍届といいます。転籍の届け出をするには、夫と妻の署名と別々の押印が必要です。なお、添付書類として戸籍謄本（三ヶ月以内に発行されたもの）二通も必要となります。

ところで、戸籍は「夫婦単位」で編制されていますので、あなた

が両親と同居していれば、あなたの（）両親とあなたがた夫婦（子供を含む）の戸籍は個別に作られていています。

ですから、家族全員で転籍をするときは、あなたの（）両親の分と、あなたがた夫婦（子供を含む）の分と併せて二件の転籍届が必要です。その際、それに添付する戸籍謄本も各二通ずつ必要です。

※転籍届に限らず、届け出後すぐに新しい戸籍謄本（抄）本の発行を求める人がいますが、一週間ぐらいかかりますので、余裕をもって届け出をしてください。

旧軍人、軍属その他これに準ずる者にかかる恩給年金、一時金及び特別給付金等の請求権の有無並びに請求手続きなどについての県の専門職員が出張し巡回相談が開かれます。
旧軍隊に関する証拠書類を所有している場合は、当日持参してください。



巡回相談の実り

している場合は、当日持参してください。

日 時 1月23日（水）
場 所 市役所第一会議室
時 間 午後1時30分～3時

なお、都留市の相談員は次のとおりです。相談は随時受け付けており、電話でもけっこうです。

- ・戦傷病者相談員 滝本俊男 川棚 (43) 44420
- ・戦没者遺族相談員 渡辺敏恵 川茂 (45) 0326

山梨県知事選挙の

投票日は2月3日（日）です

任期満了による山梨県知事選挙

ください。

は、二月三日（日）に投票が行われます。投票時間は午前七時から午後六時までです。

○不在者投票

投票日に、仕事や旅行などご用

あります。投票日即日午後七時三十分から市役所三階大会議室で行います。

（一月十四日）から投票日の前日（二月二日）までの間の、午前八時三十分から午後五時までに、市役所二階選挙管理委員会へおいで

山梨県内の最低賃金 知っていますか？守っていますか？最低賃金			
1. 地域別最低賃金の改定			
山梨県最低賃金			
最低賃金額	1日（円）	1時間（円）	効力発生日
4,028			
2. 新しい産業別最低賃金			
電気機械器具製造業最低賃金	4,569	572	2.12.1
自動車・同付属品製造業最低賃金	4,632	579	2.12.1

お問い合わせは 山梨労働基準局
都留労働基準監督署
☎ 0552-52-4856 ☎ 43-2195

戸籍に記載する字について お 知 ら せ

昨年十二月の広報でお知らせのとおり、本年一月からの戸籍の届出については『正字』で届出があつたものとして取り扱います。

例えば、あなたの戸籍に記載されている字が、「森嶋」「奥秋」「臼井」「佐藤」などの場合、もともとこの字がない誤ですから、一部〔例：高（高）邊（邊）昇（昇）濱（濱）崎（崎）〕を除いて正しい字で記載します。この場合、窓口で口頭もしくは文書でそのことを通知します。

また、婚姻、縁組、転籍等の届出により、新しい戸籍を編制する場合、届出書に正しい字で記載されているものについては、通知をせず、戸籍には正しい字で記載します。

目的は、戸籍の記載の字を『平成三年』からの届出について正字で取り扱い、従来の誤字、俗字を解消することにあります。永い間市民の皆様に迷惑をかけたことだと思いますが、この取扱については十分趣旨ご理解くださるよう知らせいたします。